

保育園給食調理業務委託実施要領

1 事業の趣旨・目的

江東区立保育園における保育園給食が良質で安全かつ衛生的、安定的に供給されることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

保育園給食調理業務委託

(2) 業務内容

別紙「保育園給食調理業務委託内容」のとおり

(3) 再選定実施園

ア 白河保育園	: 1～5歳児 (87名)
イ 亀戸第二保育園	: 1～5歳児 (103名)
ウ 南砂第三保育園	: 1～5歳児 (104名)
エ 塩崎保育園	: 0歳児 (約10名)、1～5歳児 (約120名)
オ 亀戸第三保育園	: 0歳児 (約10名)、1～5歳児 (約120名)
カ 南砂第五保育園	: 0歳児 (約20名)、1・2歳児 (約50名)

※括弧内は定員数

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、履行状況が良好な場合は、契約を2回まで更新できる。

(5) 委託上限額（税込み）

ア 白河保育園	: 17,767,200円
イ 亀戸第二保育園	: 20,906,000円
ウ 南砂第三保育園	: 21,063,000円
エ 塩崎保育園	: 25,596,000円
オ 亀戸第三保育園	: 23,628,000円
カ 南砂第五保育園	: 26,210,000円

※本事業の実施及び予算額については、令和8年第1回区議会定例会における令和8年度当初予算の議決を前提としているため、変更又は中止と

なる可能性がある。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 本社又は事業所が東京都23区内にあること。
- (7) 令和7年12月1日時点で、直近3年間に東京都23区内の保育園で受託実績があること。
- (8) 本区の保育園給食調理業務に新規応募する委託業者は、令和3年4月1日以降、関東地区において、保育園給食調理業務で安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと。
- (9) 本区の保育園給食調理業務において、令和5年4月1日以降に安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間

令和7年1月17日(月)～令和7年1月22日(金)

- (2) 質問受付期間

令和7年1月17日(月)～令和7年1月3日(水)午後4時

(3) 質問回答日

令和7年12月5日(金)

(4) 参加表明書の提出期限

令和7年12月12日(金)午後4時厳守

(5) 提案書提出期限

令和7年12月19日(金)午後4時厳守

(6) 書類審査及びプレゼンテーション

ア 書類審査

提案書提出後に事務局評価

イ プrezentation

令和8年1月下旬予定

(7) 最終選定結果通知

令和8年2月上旬予定

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

ア 公募期間

令和7年11月17日(月)～令和7年12月12日(金)

イ 公募方法

区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

ア 質問受付期間

令和7年11月17日(月)～令和7年12月3日(水)午後4時

イ 質問方法

電子メールにより下記担当部署まで提出すること。メールの件名は、

「【参加者名】保育園給食調理プロポーザルに係る質問」とすること。

ウ 回答日時

令和7年12月5日(金)

エ 回答方法

質問への回答は、区ホームページに掲示し、個別回答は行わない。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和7年12月12日(金)午後4時厳守

イ 提出方法

郵送又は持参(平日午前9時～午後5時)。提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

※持参の場合は、下記担当部署に事前に連絡すること。

(4) 提案書類の提出期限

ア 提出期限

令和7年12月19日(金)午後4時厳守

イ 提出方法

郵送又は持参(平日午前9時～午後5時)。提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

※持参の場合は、11に記載の担当部署に事前に連絡すること。

6 提案書類

(1) 区指定書類一式

ア 保育園給食調理業務の委託に係る会社概要【様式1】

イ 保育園給食調理業務受託実績【様式2】

※査証資料として、本書類に記載した契約に係る契約書の写し(10件以上の受託実績がある場合は、契約年月日の新しいものから10件分)を添付すること。

ウ 学校給食調理業務受託実績【様式3】

エ 病院・福祉施設調理業務受託実績【様式4】

(2) 任意様式資料

次の内容について、A4用紙を縦方向に使用し、横書きで提出すること。

ア 保育園給食調理の受託内容、取組、職員の配置(資格、勤務ローテーション)

イ 従事職員(正規社員及びパート社員)の固定化に対する考え方(年数等)

ウ 本社社員(衛生管理者、給食受託管理士等)の給食室衛生点検と現場指導体制

- エ 保育園給食調理従事職員（正規社員及びパート社員）に対する年間の研修教育体制（衛生教育、安全教育、調理技術、管理監督教育、食育への取組、保育園給食の意義、教育日程・回数等）
- オ 保育園給食の未経験者を従事させる場合の研修等の対応
- カ 休暇取得や交通機関の事故等が発生した場合のパートを含めた調理従事者バックアップ体制の確保
- キ 過去5年間に、貴社が関係した保育園、学校、病院、事業所等で食中毒事故等があった場合、その発生日時及び内容
- ク 委託当初の本社スタッフの指導計画

(3) 添付書類（法人情報）

- ア 法人の経歴書
- イ 直近3期分の決算報告書
- ウ 直近1年分の法人税、法人事業税、地方消費税の納税証明書（発行日は提出日基準で3か月以内のもの）
- エ 法人の組織図
- オ 衛生・安全管理及び災害発生時のマニュアル並びに研修教育時の資料
- カ アレルギー疾患対応作業マニュアル及び給食室清掃マニュアル

(4) 価格提案書（見積書）

見積書の前提となる人員配置体制等【様式5】を併せて提出すること。

(5) 必要部数

- ア (1)～(4)一式一組を原本1部
- イ (2)「任意様式資料」は、別途10部を提出

※任意様式資料について、社名やロゴ等、提案者が特定できる内容の表示を認めない。よって、当該部分を削除し、又は、黒塗りにして提出すること。

7 評価方法

(1) 評価基準

別紙「選定項目別基準表」のとおり

(2) プрезентーションの実施

- ア 提出された書類を審査し、プレゼンテーション参加資格が確認できた

事業者に対し、令和7年12月26日(金)までに電子メールにより「参加資格確認通知書」を送付する。あわせて、プレゼンテーション審査の日時、集合場所等を通知する。

イ プrezentation審査は、1事業者当たり20分(プレゼンテーション10分、質疑応答10分)とする。

ウ プrezentation会場には、マイクセット、プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンを本区で準備をする。それ以外に必要な物品については、提案者で準備をすること。

エ 会場への入室は、1提案者につき3名までとする。

オ プrezentationの持ち時間(10分)が経過した場合は、その時点でプレゼンテーションを打ち切るので注意すること。

カ 事前に提出された任意様式資料のみを選定委員に事前配布する。追加資料がある場合は、プレゼンテーション開始前までに各選定委員及び事務局に配布すること。プレゼンテーション開始後の追加配布は認めない。

(3) 評価方法

提出書類及びプレゼンテーションを評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

参加表明をした法人より提出された提案書類を事務局にて点数化する。

保育園業務委託選定委員会は、これに業者プレゼンテーションの評価結果を加点し、事前に確認する受託希望施設ごとに高得点順に契約候補者を決定する。

ただし、今回の選定対象以外の江東区立保育園における受託件数との合計件数が8園を超える場合は、8園を超えた分について次点者を契約候補者とする。また、0歳児園及び1歳児以上園の選定結果により、同事業者の受託件数が8園を超えることとなる場合は、0歳児園の選定を優先する。

なお、総合点が6割未満の場合は、契約候補事業者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反

した場合

- ウ 價格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールにより通知する。また、契約締結後、下記項目を区ホームページに公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

- (1) 契約候補者の名称及び所在地
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称はA B C表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 書類提出後の差し替え、訂正、再提出をすることはできない。ただし、区から指示があった場合を除く。
- (4) 書類提出後に追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成や提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (7) 提出された資料は返送しない。
- (8) プロポーザルの内容は、情報開示の対象となる場合がある。

11 申込み及び問合せ先

江東区こども未来部保育政策課施設管理係 平田

東京都江東区東陽 4-11-28 (江東区役所 3 階16番)

電 話 : 03-3647-9094 (直通)

メール : 2702020@city.koto.lg.jp